

各 位

「各種預金規定」改定のお知らせ

平素は、萩山口信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、平成30年1月1日より、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が施行されることを受けて、次の預金規定に、休眠預金等活用法に関する規定を追加する改定を行うこととしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する預金規定

- 当座預金規定、普通預金（無利息型普通預金）規定、定期性総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定
- （普通預金・無利息型普通預金、定期性総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金）共通規定
- 自由金利型期日指定定期預金規定、自由金利型（M型）（スーパー定期）規定、自由金利型定期預金（大口定期）規定、変動金利定期預金規定、積立定期預金（単利確定日型）規定、積立定期預金（エンドレス型）規定、定期積金（スーパー積金）規定
- （定期預金、定期積金）共通規定

2. 改定内容

- （1）休眠預金等活用法に係る異動事由に関する規定の追加
- （2）休眠預金等活用法に係る最終異動日等に関する規定の追加
- （3）休眠預金等代替金に関する取扱い規定の追加

※ 休眠預金等活用法に関する規定の詳細につきましては、別途掲載の「休眠預金等のお取り扱いについて」及び **当座預金追加規定**・**流動性預金共通追加規定**
定期性預金共通追加規定・**積立定期預金追加規定**により、ご確認ください。

3. 規定改定日

平成30年1月1日

すでにお取引のあるお客さまにつきましても、休眠預金等活用法の定めにもとづき、改定後の預金規定を適用させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ窓口】

萩山口信用金庫 事務管理課
受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除きます）
電話番号：083-902-2734